

## 生物多様性自治体ネットワーク規約

### (名称)

第1条 本ネットワークは、「生物多様性自治体ネットワーク」（以下、「本ネットワーク」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本ネットワークは、普通地方公共団体（以下、「自治体」という。）が相互に連携を図り、生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組や成果について情報共有及び発信を行うとともに、他のセクターとの連携・協働により取組の向上を図り、もって自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 生物多様性の保全や持続可能な利用に関する自治体の連携の促進と取組及び成果についての情報共有と発信
- (2) 国、民間団体、事業者等他のセクターとの連携及び協働
- (3) 国への意見及び要望の発信
- (4) 「2030 生物多様性枠組実現日本会議」への参画
- (5) その他、前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第4条 本ネットワークの構成員は、第2条に掲げる目的に賛同して次条の手続きを行った自治体とする。

### (参加)

第5条 構成員として本ネットワークに参加しようとする自治体は、その意思を別添の様式1により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該自治体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

### (脱退)

第6条 脱退しようとする構成員は、別添の様式2の脱退届を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

(代表)

第7条 本ネットワークに代表1名を置く。

2 代表は、構成員となる自治体の代表者が務めるものとする。

(代表の選任)

第8条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

(代表の職務)

第9条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

(代表の任期)

第10条 代表の任期は、選任された総会から3年後の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 特に理由があると総会で認めたときは、3年を超えない範囲で任期を変更することができる。

3 その職をもって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表の解任)

第11条 代表が、職務上の義務違反、その他代表としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(総会の構成)

第12条 総会は、構成員をもって構成する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会、臨時総会とする。

2 定期総会は、原則として毎年1回開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の3分の1以上から請求があったときに開催する。

4 代表が必要と認める場合は、総会をウェブ会議システム又は書面により開催することができる。

(総会の招集)

第14条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の2週間前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本ネットワークの事業計画及び事業報告
- (2) 代表の選任又は解任
- (3) 幹事の選任又は解任
- (4) 規約の変更
- (5) その他会の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 16 条 総会は、全構成員の過半数の出席により成立する。

2 委任状を提出した構成員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 18 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数及び出席者数（委任状を提出した構成員を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) その他記録として残す必要のある事項
- 2 代表は、総会の開会時に議事録確認者を指名するものとする。
- 3 議事録は、事務局が作成し、議長及び議事録確認者の確認を得た上で全構成員に配付するものとする。

(幹事会)

第 19 条 本ネットワークに幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、総会での審議事項及び本ネットワークの運営に関する事項その他代表が必要と認めた事項について検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事及び幹事長により構成する。
- 4 幹事は、構成自治体の内から別表に定める各地域ブロックごとに2つの自治体を選任するものとし、当該自治体の担当課長等が務める。
- 5 幹事長は、代表自治体の担当課長等とする。
- 6 幹事長は、幹事会の事務を総理し、その会議の議長を務める。
- 7 幹事長及び幹事の任期は、それぞれ選任された総会から3年後の総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 8 幹事会は、幹事長が招集する。

- 9 幹事会は、全幹事の過半数の出席をもって成立し、幹事会の議事は出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 10 幹事長が必要と認める場合は、幹事会をウェブ会議システム又は書面により開催することができる。

(部会)

第 20 条 本ネットワークに部会を設置することができる。

- 2 部会は、本ネットワークの目的の推進に資するため、代表が必要と認めた事項について情報交換、取組促進等を行う。
- 3 部会は、部会長及び部会員で構成する。
- 4 部会長の任期は、選任されたときから次の総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の事務を総理し、会議の議長を務める。
- 7 部会長は、その活動状況等を総会において報告するものとする。
- 8 部会長が必要と認める場合は、部会をウェブ会議システム又は書面により開催することができる。

(事業年度)

第 21 条 本会の事業年度は、定期総会開催日のある月の 1 日に始まり、翌年の定期総会開催日のある日の前月の末日に終わる。

(事務局)

第 22 条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当該年度の代表を担当する自治体の主管部局に置く。
- 3 事務局は、その連絡先（部課室名、担当者名、電話番号、メールアドレス等）を速やかに全構成員に知らせることとする。

(委任)

第 23 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、別に代表が定める。

附則

この規約は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 24 年 11 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する。